

住宅改良工事適合証明申請書
(リフォーム融資・財形住宅融資)

(第一面)

手数料請求先 会社名:

所属/担当者名:

住所: 〒() () ()

電話:

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり適合証明を申請します。なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

検査機関名
建築士事務所名

[] 殿

申請日

令和 [] 年 [] 月 [] 日

申請者

郵便番号 〒 () () ()

現住所

電話番号 () - () - ()

フリガナ

申請者名 担当者 ()

連絡事項

[]

※検査機関等受付欄	※工事計画確認			※適合証明		
	検査者名	決裁者名	整理簿等記録照合欄	検査者名	決裁者名	整理簿等記録照合欄
	※備考欄			※判定欄		
				(証明年月日及び番号) 令和 [] 年 [] 月 [] 日 第 [] 号		

記載上の注意

- 申請者は、申請書標題の下にある「(リフォーム融資・財形住宅融資)」のうち希望する種別を○で囲うとともに、太枠内を記入してください(※印の欄は記入しないでください。)
- 本申請書は、第一面から第三面までの3枚で一組です。
- 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
- 「検査機関等」とは、検査機関又は建築士事務所に所属する適合証明技術者をいいます。

住宅改良工事適合証明申請書

(リフォーム融資・財形住宅融資)

(第二面)

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）のリフォーム融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について「リフォーム融資のご案内」により確認しています。
 - (1) 工事着工前に工事内容などについて、検査機関又は建築士事務所に所属する適合証明技術者（以下「検査機関等」といいます。）のヒアリングを受けること
 - (2) リフォーム融資に適用される技術的基準に適合していること
 - (3) 住宅の床面積、所有者等についての要件に適合していること
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関等は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ア 工事の内容を調査し、機構のリフォーム融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
 - イ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
適合証明書作成の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため
 - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。
ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	<ul style="list-style-type: none">・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等・機構が行う融資対象となる住宅等の審査及びその他の事務・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施・アンケートの実施等による住宅金融支援機構に関連する商品やサービスの研究・開発	適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に係る住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、調査の結果等）
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関（注） （建築士事務所に適合証明を申請した場合に限ります。）	<ul style="list-style-type: none">・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	

(注) 登録を実施する機関としては、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会が住宅金融支援機構と協定を締結しています。

住宅改良工事適合証明申請書
(リフォーム融資・財形住宅融資)

(第三面)

申請住宅等及びその敷地に関する事項

1.建物の所在地	地名地番																	
	住居表示																	
2.敷地面積	<table border="1"> <tr> <td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td> </tr> <tr> <td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td> </tr> </table>	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	m ²				
：	：	：	：	：	：													
：	：	：	：	：	：													
3.構造	<input type="checkbox"/> 1.木造 <input type="checkbox"/> 3.準耐火 <input type="checkbox"/> 5.耐火																	
4.階数	地上 階 地下 階																	
5.戸建型式等	<input type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て <input type="checkbox"/> 4.共同建て																	
6.工期	着工予定日	(元号)	年	月	日	完了予定日	(元号)	年	月	日								
	氏名又は名称																	
7.工事施工者	電話番号	()	-()	-()		担当者												
	8.建築確認申請の有無																	
<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無																		

申請住宅等の規模に関する事項

1.改良前建物の面積	a. 住宅部分面積	：	：	：	：	：	：	m ²
	b. 増築面積	：	：	：	：	：	：	m ²
2.住宅改良部分の面積	c. 改築面積	：	：	：	：	：	：	m ²
	d. 除去面積(改築による除去を含む。)	：	：	：	：	：	：	m ²
3.改良後建物の面積	e. 住宅部分面積(a+b+c-d)	：	：	：	：	：	：	m ²

改良工事の内容

耐震改修工事	<input type="checkbox"/> 1.耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けた耐震改修) <input type="checkbox"/> 2.耐震補強(判定方法を選択) <input type="checkbox"/> ア 耐震診断の結果(ウからオまでによるものを除きます。) <input type="checkbox"/> イ 評価方法基準 <input type="checkbox"/> ウ 一般診断法又は精密診断法(一戸建ての住宅で、工事実施前の住宅のlw値が1.0以上の場合に限り。) <input type="checkbox"/> エ 一般診断法又は精密診断法(工事実施後の住宅のlw値が1.0未満の場合に限り。) <input type="checkbox"/> オ 国、地方公共団体等が認めた診断法	
	高齢者居住環境改善工事	<input type="checkbox"/> 7.床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 4.廊下及び居室の出入口の幅員の確保 <input type="checkbox"/> 5.浴室及び階段の手すり設置 <input type="checkbox"/> 1.住宅全体又は非居室(※)について行う次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> ア 外壁、床、屋根又は天井に断熱材を設置する工事 <input type="checkbox"/> イ 内窓を設置する工事又は複層ガラスに取り替える工事 <input type="checkbox"/> 2.非居室(※)について行う次のいずれかの工事 <input type="checkbox"/> ア 据え付け式の暖房機又は熱交換型換気設備を設置する工事 <input type="checkbox"/> イ 便所に暖房便座又は温水シャワー付便座を設置する工事 <input type="checkbox"/> ウ 浴室をユニットバスにする工事
その他の融資対象リフォーム工事	<input type="checkbox"/> 増築工事 <input type="checkbox"/> 改築工事 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替え工事 <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 寝室等 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 食事室 <input type="checkbox"/> 洗面・浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> その他()	
	工事の内容	()

(※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上

住宅改良工事適合証明申請書の記載要領

1. この申請書は（第一面）から（第三面）までを記入の上、1通提出してください。
2. 第一面の※印の欄は、申請者は記入しないでください。
3. 「改良工事の内容」（第三面）について
耐震改修工事のうち「耐震改修」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める計画の認定を受けた改修計画に従って行う工事をいいます。
4. 「申請住宅等の規模に関する事項」の「1. 改良前建物の面積」欄について
「a. 住宅部分面積」には、車庫等及び共同建ての場合の共用部分は含めません。
5. 「申請住宅等の規模に関する事項」の「2. 住宅改良部分の面積」欄について
 - (1) 「b. 増築面積」には、既存の住宅部分が存しない箇所に増加した住宅等面積を記入してください。
 - (2) 「c. 改築面積」には、既存の住宅部分の全部又は一部を取り壊し、その住宅部分が存した箇所に改めて建築した住宅等面積（設備改築の工事及び床面積の増加を伴わない耐震改修工事は、面積の計上を要しません。）を記入してください。
 - (3) 「d. 除去面積」には、既存の住宅部分を取り壊した床面積（改築工事により除去した面積を含みます。）を記入してください。
6. 共同住宅の場合は「申請住宅等及びその敷地に関する事項」の「2. 敷地面積」及び「申請住宅等の規模に関する事項」の「1. 改良前建物の面積」、「2. 住宅改良部分の面積」及び「3. 改良後建物の面積」欄にあつては、融資を受ける住戸のみの面積（持分）を記入してください。

2022年4月